

「平成 23 年度自動車リサイクル連携高度化等支援事業」募集要領

1. 事業の目的

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行等による自動車リサイクル制度は概ね順調に機能し、使用済自動車の処理については、高いリサイクル率を実現しているところです。その一方で、リユース部品の利用の促進や自動車に使われるレアメタルに着目したリサイクルの促進、材料リサイクルの促進等、自動車リサイクルの高度化が必要との指摘がなされています*。

自動車リサイクルの現場では、特に業界内においてレアメタルを含む部品の回収や、リユース部品の品質基準の共通化等の取組が進められているところですが、実効性ある取組のためには、関連事業者間の連携が求められるところです。

また、使用済自動車に由来する金属資源については、選別の高度化により、より高品位な用途（自動車用鋼板等）に使用できる可能性があります。我が国の静脈産業の発展には、このように、国内で発生するスクラップを国内で有効活用しつつ、Car-to-car の実現や、CO₂ の排出削減に資するような、新たなリサイクル技術が求められます。

そこで、環境省では、平成 23 年度より、自動車リサイクルの高度化を促進するため、自動車製造業者、解体業者、破砕業者等、複数の自動車リサイクル関連事業者の連携による実証的な取組や、先進的な鉄リサイクル技術の開発等の潜在的な取組について支援を行うこととしており、この支援の対象となる事業を公募するものです。

（※「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」平成 22 年 1 月、産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会 合同会議）

2. 支援対象事業

支援の対象となる事業は、次の（１）及び（２）のいずれにも合致する自動車リサイクルの高度化に資する実証的な取組等です。

（１）事業の内容

次の１）又は２）のいずれかに該当するもの。

1) 自動車リサイクル連携高度化事業

次の①～③のいずれかに該当する取組であって、自動車リサイクルに関連する異なる業界に属する事業者や業界団体との連携、自動車リサイクルに関連する業界や事業者と研究機関等との連携により行うものであること。

- ① 自動車リユース部品の利用による資源の有効利用や CO₂ 削減効果などの環境保全効果に着目し、効果的な情報提供等を通じて自動車リユース部品の利用促進に資する実証的な取組を行うもの。

- ② 自動車に使われているレアメタルに着目し、部品リユース又は材料リサイクルの実証を通じて、資源の有効利用と経済性の観点から評価を行うもの。
- ③ その他循環型社会形成推進の観点から、有用金属のリサイクル促進や自動車破碎残さの減量化等、自動車リサイクルの高度化に資する実証的な取組を行うもの。

2) 先進的金属リサイクル技術開発等事業

次の①～②のいずれにも該当する取組。

- ① 使用済自動車に由来する主として鉄系資源の選別の高度化により、より高品位な用途（自動車部品等）に使用する金属製品の製品開発や需要開拓のための技術開発又はこれに付随する調査であるもの。
- ② CO₂排出量の削減に寄与すると考えられるもの。

(2) 事業の実施者

支援の対象となる事業の実施者は、次のとおり。

1) 自動車リサイクル連携高度化事業

次の①～③の全てに該当すること。

- ① 事業実施者が、次に掲げる者であること。
 - イ 民間企業（日本の法人格を有しているもの）
 - ロ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(附属研究機関を含む。)、高等専門学校
 - ハ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ニ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人
 - ホ 法律により直接設立された法人
 - ヘ その他の団体（日本の法人格を有しているもの）
- ② 複数の異なる業種（研究機関を含む）に属する者が連携して実施するものであること。
- ③ 事業実施者の中に、使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第16項に規定する自動車製造業者等若しくは同条第17項に規定する関連事業者又はその業界団体が含まれていること。

2) 先進的金属リサイクル技術開発等事業

上記1)の①に該当すること。

3. 支援事業の内容

各事業のうち、以下の内容について支援の対象とします。具体的な支援対象経費については、7.（2）を参照のこと。

- ①事業の詳細計画の策定
- ②事業の実施に係る使用済自動車の処理
通常の自動車リサイクルに要する作業を上回る分について支援を行う。
- ③事業の実施にあたり必要となる調査、分析及びシステム開発
現行のシステムを改良する場合には、当該改良部分についてのみ支援を行う。
- ④事業の実施にあたり必要となる広報

4. 支援事業に関するその他の留意事項

(1) 支援事業への応募者の要件

下記①又は②のいずれかの者としします。

- ① 2.(2)の事業の実施者であること。
- ② ①の者を含む共同事業体の代表者であること。

(2) 支援期間

原則として支援対象事業採択後の契約締結日から、平成24年3月26日とし、事業の進捗状況により、支援期間終了時期を前倒しすることが可能です。

5. 選考について

(1) 選考方法

環境省において書類審査を行ったうえで、有識者で構成される「自動車リサイクル連携高度化等支援事業選定委員会（仮称）」（以下、「選定委員会」という。）において書類選考を行い、採択事業を決定します。また、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

なおヒアリングの実施に関しては、別途ご登録頂く担当者へ連絡いたします。

(2) 選考基準

下記の基準に基づき選考を行います。詳細は別添をご覧ください。

- ①「使用済自動車のリサイクルの高度化、CO₂削減等その他の環境負荷の低減への貢献」
応募された事業が、使用済自動車のリサイクルの高度化に貢献するものであるか。また、CO₂削減等その他の環境負荷の低減に貢献するものであるか。
- ②「事業の実現可能性」
応募された事業が、事業の実施者の実施体制から見て実現可能か。また、現状の制度や社会的状況から見て実現可能か。
- ③「事業計画の具体性、妥当性」
応募された事業に関する実施計画に具体性があり、妥当なものであるか。
- ④「事業の展開可能性」
応募された事業について、実施体制や社会情勢（経済性を含む）からみて、将来、広く展開される可能性があるか。

⑤「連携の妥当性」(2.(1)1)のみ)

応募された事業の実施者について、連携体制が効果的なものであるか。

⑥「事業の新規性」(2.(1)2)のみ)

応募された事業の技術開発等が、より高品位な用途(自動車部品等)に使用する金属製品の製品開発や需要開拓として、新規性があるか。

(3) 選考結果

選考結果は、平成 23 年 11 月中旬頃(予定)文書にて連絡します。

※採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。

※採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表しますので、あらかじめご了承ください。

6. 応募方法について

(1) 応募先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

担当：高橋、豊住、高林

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL:03-3581-3351 (6823)

(2) 応募方法

所定の書式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式(正本1部、複本10部、添付資料11部)を同封し、上記宛先まで郵送(宅急便でも可)又は持参して下さい。

※応募先への電子メール、ファクシミリでの応募は受け付けません。

※申請書は返却しません。あらかじめご了承ください。

(3) 受付期間

平成 23 年 10 月 3 日(月)～10 月 31 日(月) 12 時必着

7. 注意事項

(1) 契約の形態、金額等

契約の形態は、環境省が事業発注する請負契約となります。契約金額については、年度の事業終了後の支払いとなります。

2.(1)1)については、1事業あたり概ね1,000万円から3,000万円まで(税込み)とし、採択件数は3件程度を予定しています。また、2.(1)2)については、1事業あたり概ね5,000万円から8,000万円まで(税込み)とし、採択件数は2件程度を予定していますが、具体的な金額については、請負契約の手続段階で、事業計画を精査の上決定します。また、選定委員会による審査の結果、

事業の塾度や具体正当に応じて減額される場合もあります。したがって、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

（２）支援対象経費

事業実施のために直接必要な費用であって、以下の費目に該当するものであり、かつ、当該事業実施で使用されたことを証明できるものに限ります。また、下表に示した費目に該当しない経費は支援対象となりません。応募に当たっては、下記の費目に基づいた支出計画を提出して下さい。

事業終了後には下記の費目に基づいた支援実績報告の提出が必要です。見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象としますので、御留意下さい。

なお、費目については下表のとおり分類して下さい。

費目	内容
人件費	本事業実施のために必要な人件費に限る。例えば、使用済自動車の解体において特殊な作業を行う場合には、通常の自動車リサイクル工程に比べて追加的に生ずる作業のみに係る人件費を対象とする。
旅費	本事業にかかる現地調査や会合、シンポジウム開催のために関係者が出張する際に必要となる旅費。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずること。
物品費	本事業の実施に直接必要な備品等の購入に直接要する経費。リース可能なものはリースにより対応すること。
印刷製本費	本事業の成果報告書、会合資料、シンポジウム、広報資料等の印刷、製本に要する経費。
通信運搬費	本事業の直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等。
借料及び損料	会場借料及び損料、器具機材・設備借料及び損料、物品等使用料等。
会議費	事業調整に必要な会合等を行う際の会場費、設備使用料、飲食料等の経費。
通訳・翻訳料	海外調査時における通訳や海外文献の翻訳料。
試料分析費	廃棄物の組成・性状等を調査するための経費。外部分析機関等への委託料はこれにあたる。
パイロット試験材料費	パイロット試験を実施するために必要な材料の購入に直接要する経費。
外注費	本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの。委託によるシステム開発費等はこれにあたる。なお、現行のシステム改良を行う場合に

	は、当該改良部分についてのみ対象とする。
--	----------------------

(3) 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合は、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、環境省と請負契約を結んでいただきます。その際、契約関係書類が別途必要となりますので、担当者の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。
- ② 事業の進捗に応じ、環境省が開催するアドバイザリー会議への出席及び報告が求められる場合があります。その場合、当該会合での報告用の資料を作成することが求められます。
- ③ 事業の終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のため、報告等を依頼する場合がありますので、ご了承ください。

(4) 環境省が別途発注するとりまとめ業者への協力

環境省では、本事業の対象事業の選定や支援事業全体の進捗管理及び取りまとめをサポートする業務を、別途「平成 23 年度自動車リサイクル連携高度化等支援事業統括業務（仮称）」として発注する予定です。この業務の請負業者の依頼に基づき、本公募への申請事業者及び採択された事業の実施者は、進捗状況は成果についての報告、資料の作成、会議への出席等を実施していただきます。

(5) 成果の公表

採択した事業の報告書については、環境省が公表します。

8. 著作権等の扱い

- (1) 本事業の報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとします。
- (2) 本事業の報告書に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」とい。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとします。
- (3) 納入される報告書に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。

(別添)

平成 23 年度自動車リサイクル連携高度化等支援事業評価基準表

評価項目	要求要件	得点配分 (点)	係数
①使用済自動車のリサイクルの高度化、CO ₂ 削減等その他の環境負荷の低減への貢献	応募された事業が、使用済自動車のリサイクルの高度化に貢献するものであるか。	2 0	4
	応募された事業が、CO ₂ 削減等その他の環境負荷の低減に貢献するものであるか。	1 5	3
②事業の実現可能性	応募された事業が、事業の実施者の実施体制から見て実現可能か。	1 5	3
	応募された事業が、現状の制度や社会的状況から見て実現可能か。	1 5	3
③事業計画の具体性、妥当性	応募された事業に関する実施計画に具体性があり、妥当なものであるか。	1 0	2
④事業の展開可能性	応募された事業について、実施体制や社会情勢（経済性を含む）からみて、将来、広く展開される可能性があるか。	1 0	2
⑤連携の妥当性 (2.(1) 1) のみ)	応募された事業の実施者について、連携体制が効果的なものであるか。	1 5	3
⑥事業の新規性 (2.(1) 2) のみ)	応募された事業の技術開発等が、より高品位な用途（自動車部品等）に使用する金属製品の製品開発や需要開拓として、新規性があるか。	1 5	3
合計		1 0 0	
採点は各項目につき、優：5点、良：3点、可：1点、不可0点、の4段階評価とし、各項目の点数に係数を乗じて得点を算出する。満点は100点とする。			